

盛土規制法 申請方法と手数料の支払方法

について

令和7年9月～

盛土規制法の申請方法は、以下の3種類があります。

申請方法①電子申請

※一部対応していない申請がありますが、順次対応予定

「富山県電子申請サービス」にログイン、該当フォームを検索し必要事項を入力してください。※申請書類のうち**申請書**は電子フォームに入力してください。

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/SdsJuminWeb/NaviWholeList>

申請方法②メール送付

申請書類を作成し、以下のメールアドレスに送付してください。

akenchikujutaku01@pref.toyama.lg.jp

申請方法③紙媒体郵送・持参

申請書類を作成し、チラシ下記「担当・問合せ先」へ郵送又は持参ください。

(郵送の場合、住所は記載不要)

！申請方法により手数料の支払方法が異なるので御注意ください！

申請方法	支払方法	決済手段
①電子申請	オンライン支払い	クレジットカード、ペイジー（ネットバンク※） ご利用可能なクレジットカード： VISA、Mastercard®、JCB、American Express ※北陸銀行等の地方銀行、ゆうちょ銀行、県内信金・JAバンク等
②メール	手数料収納窓口※での支払い ※県庁、各警察署等	
③紙媒体	<p>①次のリンクから手数料等納付証明書 貼付用紙を印刷、収納窓口持参</p>  <p>②支払いの上、レシートを用紙に貼付</p> <p>③申請担当課に提出</p>	
	<p>(手数料等納付証明書貼付用紙)</p> <p>https://www.pref.toyama.jp/1507/bousaianzen/bousai/morido/kj20250908.html</p>	

※支払方法については、次のウェブサイトもご確認ください。

富山県出納局出納課：富山県収入証紙の廃止について

<https://www.pref.toyama.jp/1800/kurashi/seikatsu/shoshi/20241212.html>



お願い

盛土規制法の申請書類は、

申請書（工程表を含む）

図面（位置図・地形図・土地の平面図・土地の断面図・排水施設の平面図（流量計算書を必須添付）等）

書類（土地付近の写真・資金計画書・誓約書 等）

等多数ありますので、**余裕を持った申請（着手の30日前までの申請）**にご協力お願いします。



担当・問合せ先

〒930-8501 富山県土木部建築住宅課住みよいまちづくり係（防災危機管理センター8階）

電話：076-444-9687 メール：akenchikujutaku01@pref.toyama.lg.jp